

# 投資促進優遇税制適用の手引き

熊取町総合政策部企画経営課企画推進グループ

TEL : 072-452-9016 (直通)

FAX : 072-452-7103

mail : [kikaku@town.kumatori.lg.jp](mailto:kikaku@town.kumatori.lg.jp)

町では、事業所等の立地及び設備投資を促進させることで、町の産業基盤の強化・発展及び熊取アトムサイエンスパーク構想の推進を図るため、事業所の新增設や既存事業所の設備投資（更新を含む）に対し、奨励措置を講じることにより、『熊取町で頑張る』事業者を応援しています。

#### 固定資産税の不均一課税

該当する資産について、通常の税率（1.4%）を初めて課税される年度から3年度間、段階的に税率を軽減して課税します。

課税年度	税率	軽減の割合
第1年度	0%	△100%
第2年度	0.35%	△75%
第3年度	0.7%	△50%

#### 不均一課税の適用

- ・適用区域：熊取町全域
  - ・対象業種：製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業、旅館業（下宿営業を除く）、学術・開発研究機関
  - ・適用要件：設備等の取得価額が2,700万円超であること
    - ※減価償却資産（一連の設備である建物及び償却資産）で、1月から12月までの1年間の合算額が2,700万円を超える設備投資に限ります。
    - ※設備の更新の場合は、おおむね30%以上の生産能力が増加する場合に限ります。
- 従業員に占める本町住民の割合が2割を超えていること
- ※町内の事業所における従業員（労働者名簿に記載されるべき者）の内、熊取町の住民が2割以上含まれている場合（1月1日時点）に限ります。
  - ※道路貨物運送業、こん包業、卸売業の場合は、設備投資に伴って、雇用者（日々雇い入れられる者を除きます）が15名超増加する場合に限ります。

・ 軽減対象資産

軽減の対象となる固定資産	
家 屋	製 造 業：工場用の建物 道 路 貨 物 運 送 業：車庫用・作業場用・倉庫用の建物 こ ん 包 業、卸 売 業：作業場用・倉庫用の建物 旅 館 業：その事業の用に供する建物 学 術 ・ 開 発 研 究 機 関：その事業の用に供する建物
償却資産	機械及び装置
土 地	上記家屋の敷地投影部分 ※取得の日の翌日から起算して1年以内に建物の建設の着手があった場合に限りです。

【参考】

固定資産		取得価額要件の対象 (2,700万円超要件の合算対象の有無)	不均一課税対象の有無
家 屋	建物及び附属設備	○	○
償却資産	構築物	○	×
	機械及び装置	○	○
	船舶及び航空機	○	×
	車両及び運搬具	○	×
	工具、器具及び備品	○	×
土 地	対象家屋の敷地 (家屋敷地投影部分のみ)	×	○

■ 手 続

(1) 事業計画の提出

対象設備を取得する日の30日前(※)までに、以下の事項を記載した事業計画を提出し、認定を受けなければなりません。

(※町長が認めた場合はこの限りではありません。)

【記載事項】(計画の内容により、全てを記載する必要はありません。)

- (1) 事業所等の名称及び立地場所
- (2) 事業所等の事業概要、事業計画及び設備投資計画等
- (3) 本町内事業所における従業員数及び本町住民である従業員数
- (4) 土地の概要及び権利関係等(所在地、地番、面積、権原の種類等)
- (5) 建築物の概要及び価額並びに権利関係等(建物の名称、用途、建築・延べ床面積、権原の種類、構造等)

- (6) 償却資産の概要及び価額並びに権利関係等(機械設備等の名称(種類)、用途、取得価額、数量、取得年月日、耐用年数、設置場所等)

【添付書類】(町長が必要ないと認めた場合、添付を省略することができます。)

- (1) 定款及び商業登記簿(個人の場合は、事業概要書及び住民票の写し)
- (2) 事業の用に供する土地の地番及び面積を確認できる書面
- (3) 土地、家屋又は償却資産の取得に係る売買契約書又は見積書
- (4) 家屋の新築又は増築に係る請負契約書又は見積書
- (5) 事業の用に供する償却資産の明細書
- (6) 事業の用に供する事業所の配置図、平面図その他必要な図面
- (7) 設備の新增設により増加する生産額を確認できる書類
- (8) 本町内事業所における従業員数及び本町住民である従業員数等を確認できる書類及び設備の新增設に伴う雇用計画に関する書類
- (9) その他、町長が必要と認める書類

◆事業計画の変更は、変更の内容及びその理由等を記載した書面を提出しなければなりません。

(2) 事業の開始届(休止及び廃止の届出)

事業者は、事業を開始しようとする日の14日前までに、事業概要及び開始日等を記載した書面を提出しなければなりません。(休止又は廃止にあつては、休止又は廃止しようとする日の14日前までに、休止又は廃止する日及びその理由等を記載した書面を町長に提出することによりしなければなりません。)

(3) 不均一課税の適用申請

設備を取得した後、当該課税年度の初日が属する年の1月31日までに、固定資産税不均一課税申請書(様式第2号)を提出しなければなりません。

【ケーススタディ】

- ①企業立地(あるいは設備投資)の検討(必要に応じて町に事前相談)
- ⇒②事業計画の提出
- ⇒③事業計画の認定
- ⇒④計画の実行(企業立地あるいは設備投資の実施)
- ⇒⑤計画の実行後、最初の1月31日までに不均一課税の適用申請
- ⇒⑥不均一課税の適用(第1年度)
- ⇒⑦翌年の1月31日までに不均一課税の適用申請
- ⇒⑧不均一課税の適用(第2年度)
- ⇒⑨翌年の1月31日までに不均一課税の適用申請
- ⇒⑩不均一課税の適用(第3年度)